

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 弘前市価格高騰緊急支援助成金(弘前市独自事業) のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援するための国の給付金です。
- 弘前市価格高騰緊急支援助成金は、**国の給付金の対象とならない世帯のうち、住民税均等割のみ課税の世帯**を支援するための市独自の給付金です。
※弘前市での均等割額は5,000円(市民税：3,500円、県民税1,500円)です。
- 受給するためには、**手続きが必要**です。
※支給要件が異なりますので、重複して受給することはできません。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

弘前市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

※書類に不備がある場合は振込まで時間を要することがあります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯。二重での受給はできません。)

世帯全員の令和4年度
住民税均等割が非課税
の世帯

世帯全員の令和4年度
住民税が均等割のみ課税
の世帯

令和4年1月～12月の間に
予期せず家計が急変したことで
収入が減少し
住民税均等割が非課税相当
となった世帯(家計急変世帯)

弘前市から確認書を送付します(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

返送(申請)期限：
令和5年1月31日(火)

令和4年9月30日時点で弘前市に住民登録があり対象になると思われる方に確認書を送付します。
届かない場合はお問い合わせください。

詳しくは裏面「I」へ

弘前市から確認書を送付します(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

返送(申請)期限：
令和5年1月31日(火)

令和4年9月30日時点で弘前市に住民登録があり対象になると思われる方に確認書を送付します。
届かない場合はお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

申請が必要です

申請期限：
令和5年1月31日(火)

※市役所窓口での相談や申請をご希望される場合、窓口の混雑が予想されますので、事前予約をお願いします。
※申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

詳しくは裏面「III」へ

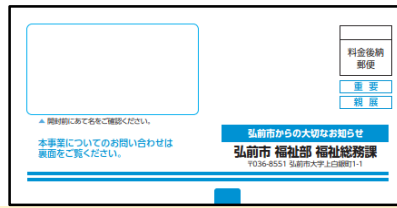
給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯【国の給付金】



赤が基調の封筒で送付します

II 令和4年度住民税が均等割のみ課税の世帯【市の助成金（独自事業）】



青が基調の封筒で送付します

- 対象となると思われる世帯には、弘前市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を世帯主に対して送付します。
- 中身を確認して、弘前市に令和5年1月31日(当日消印有効)までに**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

以下の場合には福祉総務課 臨時特別給付金担当へご相談ください。

- 対象と思われるのに書類が届かない場合
- 令和4年1月2日から9月29日までの間に、離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合
- 確定申告の修正により住民税が非課税となった場合

III 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員の住民税均等割が非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※「住民税均等割が非課税相当」とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（弘前市の場合）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、扶養家族1人の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに下記担当へ令和5年1月31日(当日消印有効)までに、直接または郵送でご提出ください。
※申請書は、市ホームページに掲載するほか、下記担当の窓口を設置しています。
- 市役所窓口での相談や申請をご希望される場合、窓口の混雑が予想されますので、事前予約をお願いします。

【相談窓口】 相談時間：平日9時～16時30分（最終受付16時）
予約電話：0172-40-0460（平日8時30分～17時）

【担当・送付先】 担当：福祉総務課臨時特別給付金事務室（弘前市役所前川新館5階）
送付先：〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 福祉総務課あて


! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。


お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

弘前市福祉総務課臨時特別給付金担当

 **0172-40-0460**

受付時間 8:30～17:00（土日祝、12/29～1/3を除く）